

第3次佐賀県歯科保健計画 ～ヘルシースマイル佐賀21～の推進について

佐賀県健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当



佐賀県歯科保健計画の概要

【位置づけ】

「歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)」第13条第1項及び「佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例(平成22年佐賀県条例第27号)」第10条に基づき、佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」として定める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(抜粋)

※ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項に基本的事項の策定について定められている

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策について、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県および市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。

⇒県のプラン策定には国の計画の期間、指標、目標値の設定等を考慮する

【第3次佐賀県歯科保健計画期間】

2024年度(令和6年度)から2035年度(令和17年度)までの12か年間
(中間評価及び必要に応じて見直しを行う)

第3次佐賀県歯科保健計画スケジュール



第3次佐賀県歯科保健計画期間

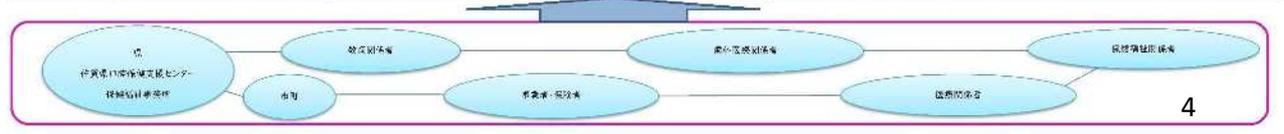
2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
第2次		第3次佐賀県歯科保健計画(次期プラン)											第4次	
県民歯科疾患実態調査 (国)歯科疾患実態調査	第3次計画策定					県民歯科疾患実態調査 (国)歯科疾患実態調査	中間評価 値値把握			県民歯科疾患実態調査 (国)歯科疾患実態調査	最終評価		第4次計画策定	

・ベースライン値は従来通り、計画開始前の数値
 ・県民歯科疾患実態調査は、(国)の歯科疾患実態調査と同一年度に患者調査(R4年度と統一)で行う。
 ・(国)歯科疾患実態調査の数値は、参考値として活用。

第3次佐賀県歯科保健計画の全体像

全体目標
 県民が、自らの歯と口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

基本的な方針	目標	指標	ベースライン値	目標値	主な取組
○歯・口腔に関する健康格差を縮小します	歯・口腔に関する健康格差の縮小	a 3歳児で4本以上むし歯のある者の割合の減少	5.3% (R2)	0%	○口腔ケアに関する情報の周知及びフッ化物塗布を開始とする ポピュレーションアプローチの充実 ○普及啓発の推進、重症化予防等の対策
		b 12歳児でむし歯のない者の割合が90%以上の市町数	0市町 (R3)	10市町	
		c 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	22.0% (R4)	5%	
○歯科疾患を予防します	歯科疾患の予防	d 3歳児でむし歯のない者の割合	83.7% (R2)	95%	○定期的な歯科検診の重要性の周知 ○保護者世代への口腔ケアに関する情報の周知 ○フッ化物を活用したポピュレーションアプローチの充実 ○フッ化物入り歯磨剤等の積極的な利用推進 ○口腔ケアや食生活等に係る生活習慣の改善の支援 ○歯周病を初発とした高齢者に対する歯科疾患の予防啓発 ○学校や地域福祉活動等と連携した支援 ○歯科口腔保健の強化 ○セルフケアとプロフェッショナルケアの両方の推進
		e 12歳児でむし歯のない者の割合	74.7% (R2)	95%	
		f 20歳以上における未処置歯を有する者の割合	0市町 (R3)	10市町	
○口腔機能の獲得・維持・向上を目指します	口腔機能の獲得・維持・向上	g 60歳以上における未処置歯の割合を有する者の割合	28.7% (R4)	20%	○歯周病を初発とした高齢者に対する歯科疾患の予防啓発 ○学校や地域福祉活動等と連携した支援 ○歯科口腔保健の強化 ○セルフケアとプロフェッショナルケアの両方の推進
		h 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	30.7% (R1)	20%	
		i 40歳代における歯周炎を有する者の割合	40.2% (R4)	25%	
○定期的な歯科検診歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を推進します	定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	j 40歳以上における歯周炎を有する者の割合	59.4% (R4)	40%	○セルフケアとプロフェッショナルケアの両方の推進
		k 60歳代における歯周炎を有する者の割合	70.8% (R4)	45%	
		l 40歳で歯周炎のない者の割合	72.2% (R4)	80%	
○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します	生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	m 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	22.0% (R4)	5%	○口腔ケアに関する情報の普及啓発 ○医療や介護等の関連領域・関係職種との連携 ○施設等での歯科検診や歯科保健指導等の実施推進 ○在宅における取組を進めるための連携体制 ○歯科医療従事者の人材育成等による歯科保健医療提供体制の構築
		n 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	67.1% (R4)	95%	
		o 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	53.8% (R4)	85%	
○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します	定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	p 障害(児)者入所施設での過去1年間の歯科検診実施率	76.9% (R3)	90%	○「かかりつけ歯科医」の普及啓発 ○市町における歯科検診実施の働きかけ ○フッ化物塗布やフッ化物塗布剤のフッ化物塗布の取り組み推進
		q 介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科検診実施率	32.9% (R5)	50%	
		r 20歳以上で過去1年間に歯科検診を受けた者の割合	51.8% (R2)	95%	
○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	s 成人に歯周病検診を実施している市町数	19市町 (R3)	20市町	○「かかりつけ歯科医」の普及啓発 ○市町における歯科検診実施の働きかけ ○フッ化物塗布やフッ化物塗布剤のフッ化物塗布の取り組み推進
		t 妊産婦検診を実施する市町数	11市町 (R3)	20市町	
		u 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町の割合	70.0% (R3)	100%	
○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します	生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	v フッ化物塗布を実施している保育所・幼稚園・認定こども園の割合	60.7% (R3)	80%	○「かかりつけ歯科医」の普及啓発 ○市町における歯科検診実施の働きかけ ○フッ化物塗布やフッ化物塗布剤のフッ化物塗布の取り組み推進
		w 20歳以上の「かかりつけ」歯科医を持っている者の割合	75.7% (R2)	80%	



第3次佐賀県歯科保健計画の概要

1. 笑顔とお口の健康づくりに関する全体目標

県民が、自ら歯・口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

2. 12年後を見据えた目指す姿

県民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康管理を受けながら全身の健康と口腔の健康の関連を理解して積極的にセルフケアを実践し、予防を中心とした歯科保健医療が進んでいます。

3. 基本的な方針



5

【基本的な方針に基づく事業内容】

(1) 歯・口腔に関する健康格差の縮小

社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、地域単位、社会単位等の状況の把握に努めるとともに、集団を対象としたポピュレーションアプローチを主体に取り組みつつ、ハイリスクアプローチを組み合わせて、適切かつ効果的に歯科口腔保健施策を行います。

歯科疾患予防事業

フッ化物洗口の意義、実施方法等について
「YouTube」動画の配信の周知

- ① 佐賀県の歯科保健の現状について（時間10分）
- ② フッ化物洗口はなぜ必要か？（時間：24分）
- ③ フッ化物洗口の実際（時間：18分）
- ④ フッ化物洗口の実技指導（時間：3分）

【参考：令和6年フッ化物洗口県内施設実施率】

保育所：83.05% 幼稚園：47.50% 認定こども園：74.16%
小学校：100% 中学校：81.61% 特別支援学校：100%

保育所・認定こども園・幼稚園等に対するフッ化物洗口推奨チラシを、県内保健福祉事務所や市町へ約7,400枚配布予定



6

【基本的な方針に基づく事業内容】

(2) 歯科疾患の予防

むし歯、歯周病等の歯科疾患の予防については、それぞれのライフコースアプローチを踏まえた歯科口腔保健施策を推進することとし、生涯を通じた歯科疾患の予防・重症化予防に取り組みます。

また、むし歯、歯周病等の歯科疾患は歯の喪失の主な原因であり、全身の健康にも広く影響するため、広く県民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、歯・口腔の健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進します。

歯科疾患予防事業

中学生・高校生への歯周病予防対策のための研修会開催

学校や市町教育委員会等の関係者を対象とし、若年からの歯周病の予防対策についての研修会を行い、当事者である中学生及び高校生に対して早期からの歯周病予防対策啓発を図る。



- | | |
|------|--|
| 1 日時 | 令和7年11月7日(金) 9:30~11:30 |
| 2 場所 | 佐賀県教育会館 大会議室 (佐賀市高木瀬町東高木) |
| 3 内容 | (1) 「中高生から始める歯周病対策等について」
講師：佐賀県歯科医師会会員 地域保健部理事 古賀 真 氏
(2) 「中高生のお口の健康について」
講師：佐賀県歯科衛生士会会員 中部支部会員 新原 直美 氏
(3) 佐賀県からの情報提供 |
| 4 対象 | 中学校及び高等学校の教諭や職員、行政、歯科医療関係者等 (33名参加) |

学校現場の声から、児童・生徒向けの歯科保健指導資料(PowerPoint)を作成及び提供

スポーツドリンクの飲み方にも注意が必要！

某スポーツドリンク500mlの中の砂糖は約3.1g

大きじだと 3.5杯くらい / 角砂糖だと 10個くらい

砂糖を多く含んでいるためむし歯になりやすい

【ペットボトル症候群】
砂糖を多く含むスポーツドリンクを多量に飲むことで、血糖値が急激に上がり、のどの渇きや吐き気など様々な健康障害を起す可能性があります。

また、スポーツドリンクの飲み方にも注意が必要です！
某スポーツドリンク500mlの中には、砂糖が約3.1g入っています。
3.1gを大きじすると3.5杯くらい、角砂糖にすると10個くらいの量になります。

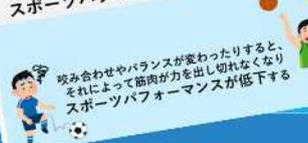
これだけの砂糖を含んでいるためスポーツドリンクをスポーツ中や熱中症対策として飲んだら飲むとむし歯になりやすくなります。

また、ペットボトル症候群といって砂糖を多く含むスポーツドリンクを多量に飲むことで血糖値が急激に上がり、のどが乾いたり吐き気など様々な健康障害を起す可能性があります。

未来の笑顔のために、今日から始める「歯を守る習慣づくり」



口の中をチェックしよう！
歯並び・咬み合わせ・口呼吸はスポーツパフォーマンスにも影響が...



※ 県保健体育課の協力を得て、小学校、中学校、高校等に配布

【基本的な方針に基づく事業内容】

(3) 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の獲得・維持・向上等のために、各ライフステージ別において特性を踏まえた適切な取組を行います。

乳幼児期から青年期・壮年期にかけては、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を図ります。

中年期から高齢期においては、口腔機能の維持を図るとともに、口腔機能が低下した際には回復及び向上を図っていきます。

口腔保健推進事業

さが県政出前講座や各種イベント時における口腔機能向上等に関する情報提供
・さが県政出前講座実施…13か所(322名)



佐賀県口腔保健支援センターの活用

歯科口腔保健に従事する方々への情報提供、研修の実施、その他の支援を行っております。

① 市町への支援

市町の要請に応じて、口腔保健に関する情報提供や支援、講師の派遣や助言

② 障害者・介護保健施設に対する指導

施設で働く職員の方を対象に口腔ケアや「口腔機能訓練」などについて情報提供・助言・指導

③ 県民への普及活動

依頼に応じて、講師の派遣

- さが県政出前講座講師派遣(佐賀県まわり道へ参加)
- イベント等での普及活動

介助者(障害者、高齢者等)に対する支援

- 施設利用者の口腔内の特徴
- 入浴後の扱い方
- 歯みがき介助の方法・ポイント
- 誤嚥性肺炎について
- お口の体操、マッサージ など

さが県政出前講座 5つ テーマについて

妊娠中のお口の管理

妊娠中は「お口のトラブル」起こりやすい

一内容
・つわり時の口腔ケアの仕方
妊娠中の歯科治療
赤ちゃんの歯が生えるまで
歯周病と早期産・早産との関係 など

子育て・保育でに役立つ

～お口の知識～

母乳授乳に応じた歯磨きのポイント

一内容
・母子感染について、おやつについて
歯みがきの仕方
・哺乳瓶と授乳時の疑問
産後のママさんのお口ケア など

お口の健康から全身の健康へ

～歯周病を予防しよう～

30代以上の国民の3人に1人が歯周病!!

一内容
・歯周病とは
・歯周病予防に効果的な方法
・全身への影響
・歯周病が及ぼす悪影響(糖尿病、心臓病など) など

若さはお花から

若さのキープは口元から

一内容
・見た目の年齢について
・お口の健康維持するには
・日頃のメンテナンスについて など

お口の体操

～オーラルフレイルの予防～

口腔機能の向上・維持!

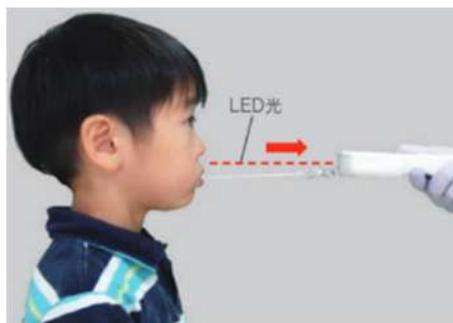
一内容
・お口の体操
・高齢者の口腔内の現状
・歯磨き手帳
・歯槽膿漏 など

※県内の事業所等において、研修会、健康教室、健康イベント等における講演・講話、歯と口の健康づくりの資料提供を実施しております。ぜひ活用ください。
※県内の歯科医師に関する情報提供等については、専門職(歯科医師・歯科衛生士)が対応させていただきますので、歯科に関することでは限定的です。当センターへご相談ください。

【ご相談はこちらまで】
佐賀県健康福祉政策課(健康づくり・歯科保健担当) TEL:0952-25-7075
E-mail: kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

(参考) 県政出前講座やイベント参加等で行っている口腔機能向上に関する検査

検査名	内容
口唇閉鎖力測定	口唇閉鎖力測定器・りっぶるくん を使用し、唇を閉じる力を測定
舌圧測定	舌圧測定器を使用し、舌の圧力(飲み込みの力)を測定



(参考) 県政出前講座やイベント参加等で行っている口腔機能向上に関するトレーニング

トレーニング名	内容
トレーニング フーセンガム	ガムを噛み、形を整え、風船ガムを膨らませることによって、舌や唇、その周りの筋肉など口腔機能に関わる様々な筋力が鍛えられる
吹き戻し(ピロピロ)	息を長く吐くことで、しっかりとした腹式呼吸ができるようになり、唇や口の周りの筋肉を鍛えられる



【口腔機能発達不全症】～口周りの筋肉が弱い子～が増えていきます！

★こんなことないですか？

- ・唇役、口がぼかんと開いている
- ・かたい物が飲み切れない
- ・口から物をポロポロこぼす
- ・いびきをかく
- ・口笛が吹けない
- ・ろうそくの火が消せない
- ・風船、フーセンガムを膨らませられない

口呼吸が増えると口腔機能発達不全症を併発するといわれています

～昔懐かしピロピロでトレーニング～

1. 大きく鼻から息を吸い口から吐く(腹式呼吸)を行い息を整えます。
2. 鼻から息を吸いピロピロをくわえ一気に吹き飛ばします。
3. 吹き飛ばしたまま5～10秒程度巻き戻らない程度の一巻小さい息で吹き飛ばします。

※1セット10～15回を3回、1日に3セット行うのが理想的

～“口呼吸”がクセになると大変！～

むし歯 口臭 お口ぼかん 悪い歯並び

集中力低下 風邪をひきやすい

お口周りの筋肉を鍛える
～その他のトレーニング方法～

- ★ブクブクうがいをする
- ★あつぷぷをする
- ★シャボン玉を膨らませる(ストロータイプ)
- ★ゴム風船を膨らませる
- ★フーセンガムを膨らませる
- ★口笛を吹く
- ★あいうべ体操

【口腔機能発達不全症について】佐賀県歯科衛生士会に資料提供

【基本的な方針に基づく事業内容】

(4) 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障害(児)者、要介護高齢者等について、在宅で生活する者も含めた歯科口腔保健の推進を図るため、定期的な歯科健診又は歯科医療に関する実態の把握、実態に即した効果的な対策の実施に取り組みます。

障害(児)者等歯科保健事業

未就学の障害児、保護者等の支援者を対象とした口腔の健康に関する相談会の開催 (各保健福祉事務所開催)

- ① 佐賀中部保健福祉事務所 (従事者：歯科医師1名、歯科衛生士1名)
場所：佐賀県療育支援センターくすのみ園
参加者：保護者7名 支援者6名
- ② 鳥栖保健福祉事務所 (従事者：歯科衛生士1名)
場所：放課後デイサービス アフタースクール ウィズ鳥栖教室
参加者：障害児21名、保護者6名 支援者12名
- ③ 唐津保健福祉事務所 (従事者：歯科医師1名、歯科衛生士2名)
場所：唐津保健福祉事務所
参加者：障害児3名、保護者4名 支援者3名
- ④ 伊万里保健福祉事務所 (従事者：歯科医師1名、歯科衛生士1名)
場所：児童デイサービス メリー
参加者：保護者3名
- ⑤ 杵藤保健福祉事務所 (従事者：歯科医師1名、歯科衛生士2名)
場所：鹿島市民交流プラザ かつらひ4階 多目的室
参加者：障害児8名、保護者10名

**子どもの
お口の健康
&
発達相談会**

就学前のお子様の口腔の健康と発達に関する無料相談会を開催します。
お子様のことで、気になることがありましたら、気軽にご相談してみませんか？

11.9日 10:00-12:00
◎鹿島市民交流プラザかたらひ(4階4F)

対象者：就学前のお子様と保護者、その他希望の方
・当日は無料などの状況がある場合、参加費を徴収ください。
・要予約です。お申し込みをお願いします。

①お口の健康相談会

歯科医師が子どもの口腔の健康・歯に立つ歯科グッズの紹介・紹介

無料相談 決意まで
無料相談士による個別

◎お口の健康相談会

件数保健福祉事務所 健康推進課
【住所：鎌田・松尾】 0594-22-2104
☎ k.kouhou@fukushima.pref.sage.jp

②発達相談会

了育のお悩みやお子様の発達状況に関するお悩み

発達相談士(計) 3名
歯科医師(計) 2名
保健士(計) 2名

◎お口の健康相談会

件数保健福祉センターきらら
【住所：鶴見】 0594-68-0235
☎ sorahitamari@yahoo.co.jp

【相談事業の様子(各保健福祉事務所にて)】



(4) 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

地域包括ケアシステムの構築・深化が求められる中、適切な歯科保健医療を受けることができるよう、入所施設だけでなく在宅における取組を進めるため、在宅歯科医療連携室等と連携して受け皿となる環境整備を行います。

在宅歯科診療設備整備事業

在宅歯科診療を実施する歯科医療機関に対し、設備整備のための補助。
令和7年度申請 3歯科医療機関
(品目 歯科用ポータブルレントゲン)



在宅歯科医療推進連携室運営事業

佐賀県歯科医師会が設置(佐賀・唐津)している連携室の業務に要する経費を補助。

【事業内容】

在宅歯科医療の推進及び他分野との連携を推進するため、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介、在宅歯科医療に関する相談、医科・介護等との情報交換等。

- ・地域ケア会議への参加
- ・退院時カンファレンスへの参画
- ・オーラルフレイル予防等啓発チラシ配布
- ・在宅医療多職種連携推進研修会
- ・歯科講話
- ・佐賀県歯科衛生士会との連絡協議会 等

【基本的な方針に基づく事業内容】

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科疾患等の早期発見を行うために定期的な歯科健診の受診勧奨や地域住民に対する歯科健診に係る事業等に取り組み、市町、事業所、学校等の様々な場所において「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行い、定期的な歯科健診、口腔ケア及び適切な保健指導を行うことにより、治療が必要であるが歯科診療を受診していない者への受診勧奨や医科歯科連携が必要な地域住民への介入を実施するように努めます。

さが健康維新県民運動「くちパト」の普及啓発

「歯と口の健康」分野において「くちパト」～さがお口のパトロール～事業に取り組んでおり、歯科健診の受診勧奨による歯周病の予防やかかりつけ歯科医を持ち、早期治療を行うことの重要性を啓発。

【啓発場所】

さが県政出前講座、各種イベント、SNSへの投稿、教育施設等での講話など、機会を捉えて実施

【今後の予定】

「かかりつけ歯科医」及び定期健診の重要性の普及啓発のためのポスター作成及び配布（4種類）
※ターゲットは中学生以上を予定



15

【その他歯科口腔保健の推進に関する事項】

8020運動推進特別事業（佐賀県歯科医師会委託事業） 災害時歯科口腔保健のための多職種連携強化事業（三か年事業）

県においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めます。

目的 ○行政や他団体等と連携を図る

災害時行政の動きを知る・歯科保健医療のためのアセスメントの統一・役割の認識

○災害時における歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の役割分担について共通理解を図る

年度	事業内容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会 各HWO管轄単位で各1回計5回開催 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：医師会、看護協会、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、市町、保健福祉事務所 ・内容：災害時の動きについて <ul style="list-style-type: none"> ア：災害時行政の動きについて（保健医療調整本部の設置・県と県歯科医師会との協定等） 講師：各HWO保健監 イ：災害歯科医療の実際について 講師：被災地での活動を経験された歯科医師 ●マニュアル改訂委員会 研修会をうけ、佐賀県歯科医師会作成のマニュアルを見直す
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会 計2回開催（東部地区、西部地区に分かれて開催） <ul style="list-style-type: none"> ・内容：ケースメソッドを用いた研修及びグループワーク 講師：被災地での活動を経験された歯科医師 ●アクションカード作成（及びマニュアル改訂）委員会
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ●アクションカード及び改訂マニュアルの活用研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体及び二次保健医療圏単位で計6回開催 ・講師：アクションカードの作成に携わった歯科医師等 ・対象者：歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会、行政関係者等

16